

建築物に関する確認・検査申請手数料

令和8年4月1日より

1. 建築物に関する確認・検査申請手数料(特例あり※1)

床面積の合計	確認申請 手数料	中間検査申請 手数料	完了検査申請手数料	
			中間検査 対象外	中間検査 対象
30㎡以下のもの	11,000円	13,000円	13,000円	12,000円
30㎡を超え 100㎡以下	19,000円	17,000円	18,000円	17,000円
100㎡を超え 200㎡以下	25,000円	24,000円	25,000円	23,000円

※1 申請建築物がすべて建築基準法第6条の4第1項各号によるもので確認の特例及び検査の特例があるもの

2. 建築物に関する確認・検査申請手数料(特例なし)

床面積の合計	確認申請 手数料	中間検査申請 手数料	完了検査申請手数料	
			中間検査 対象外	中間検査 対象
30㎡以下のもの	14,000円	19,000円	19,000円	18,000円
30㎡を超え 100㎡以下	29,000円	28,000円	28,000円	27,000円
100㎡を超え 200㎡以下	40,000円	39,000円	40,000円	38,000円
200㎡を超え 300㎡以下	53,000円	54,000円	55,000円	53,000円
300㎡を超え 500㎡以下	76,000円	56,000円	60,000円	58,000円
500㎡を超え 1000㎡以下	134,000円	62,000円	74,000円	71,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	148,000円	68,000円	83,000円	78,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	307,000円	117,000円	153,000円	143,000円
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	407,000円	210,000円	281,000円	271,000円
50,000㎡を超えるもの	657,000円	414,000円	575,000円	565,000円

留意事項

- ※ 次の(1)～(4)に掲げる申請手数料については、計画変更等に係る床面積の1/2について算定する。
 - (1) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築する場合（床面積の増加する部分については増加する床面積）
 - (2) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合
 - (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合
 - (4) 用途の変更をする場合
- ※ 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替えの完了検査申請手数料については、移転等に係る床面積の1/2について算定する。
- ※ 中間検査を行う建築物について
 - (1) 静岡市建築基準施行細則 静岡市告示第 642 号
 - 1) 階数が3以上のもの
 - 2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの(増築又は改築に係る床面積の合計が60平方メートル以下のものを除く。)
 - (2) 建築基準法第7条の3第1号
 - 1) 階数が3以上である共同住宅

建築設備及び工作物に関する確認・検査申請手数料

建築設備及び工作物に関する確認・検査申請手数料

区分	確認申請 手数料	確認を受けた 計画の変更	完了検査申請 手数料
小荷物専用昇降機以外の建築設備	18,000円	10,000円	26,000円
小荷物専用昇降機	9,000円	6,000円	18,000円
工作物	17,000円	9,000円	21,000円